明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（法務一二四～一三〇）　一
○外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第十七条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件（同一三一）　二
○財務省の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件（財務一四一）　三
○財務省の保有する個人情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件（同一四二）
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（同一四三）
○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第九条第一項の農林水産大臣が定める収入減少影響緩和対象農産物の単位面積当たりの収入額等を定める件（農林水産六一四）
○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第十条第一項の農林水産大臣が定める収入減少影響緩和対象農産物の単位面積当たりの標準的な収入額を定める件（同六一五）　三
○昭和三十七年建設省告示第千五号の一部を改正する件（農林水産・国土交通四）
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通五四四～五四六、五四八）
○測量に関する専門の養成施設の登録事項の変更の届出があった件（同五四七）　四
○昭和五十四年建設省告示第七百六十七号の一部を改正する件（同五四九）　六
○自衛隊の特定行事及び入場料の額を定めた告示の一部を改正する件（防衛一〇六～一一〇）
○自衛隊の特定行事及び自衛隊の特定施設に係る入場料の徴収に関する防衛省令第二条第一項並びに第三条第一項及び第六項の規定に基づき、自衛隊の特定行事、防衛大臣の定める区域及び入場料の額を定めた告示を廃止する告示（同一一一）　七
○道路に関する件（関東地方整備局一三九、一四〇）　七
○河川法の規定により施行した一級河川の特定河川工事を完了した件（九州地方整備局九二）
○道路に関する件（沖縄総合事務局二三）　九

〔国会事項〕　九

〔人事異動〕
最高裁判所　九

〔皇室事項〕　九

〔公告〕
諸事項
官庁
有権者申出方関係　三
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　九
会社その他　九